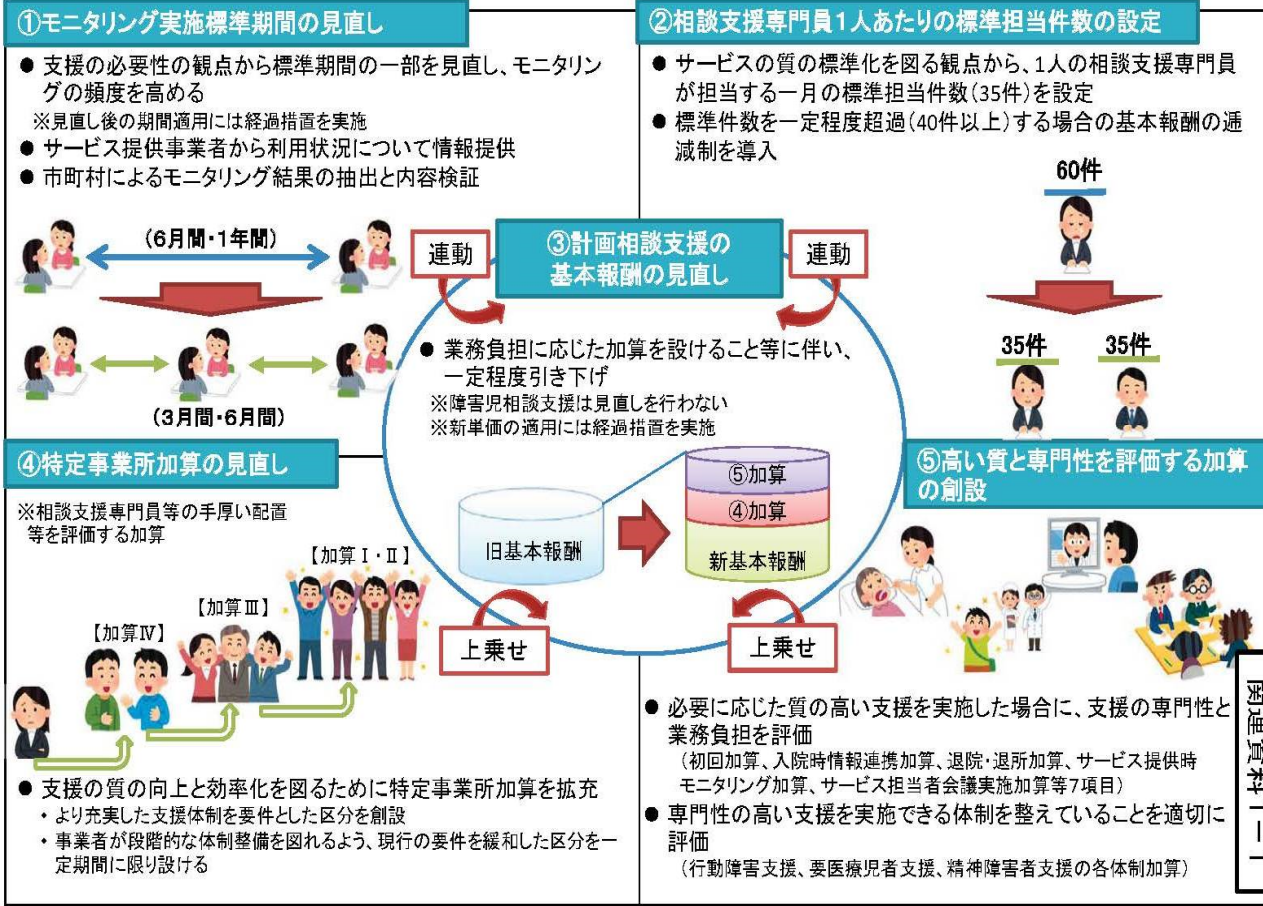


計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の適切な評価



① モニタリング実施標準期間の見直し (計画相談支援)

○ サービス等利用計画等の定期的な検証(モニタリング)の標準期間について、支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。

対象者		旧基準	見直し後	
			30年度～	31年度～
新規サービス利用者		1月間 ※利用開始から3月のみ	1月間 ※利用開始から3月のみ	
在宅の障害児通所福祉サービス等	集中的支援が必要な者	1月間	1月間	
	【新サービス】 就労定着支援、自立生活援助、 日中サービス支援型共同生活援助	-	3月間	
	居宅介護、行動援護、同行援護、 重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、 自立訓練	6月間	6月間	3月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助 (日中支援型を除く)、地域移行支援、 地域定着支援、障害児通所支援	6月間	6月間	6月間 ※65歳以上で介護保険の ケアマネジメントを 受けていない者は3月間
【施設入所等】障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援		1年間	6月間	

※ 現に計画作成済みの対象者については、各見直し時期以降に計画再作成(又は変更)を行うまでは、なお従前の例による。

② 相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定（計画相談支援・障害児相談支援）

- 計画相談支援・障害児相談支援の質のサービスの標準化を図るため、1ヶ月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とする
- ※「1ヶ月平均」とは当該月の前6ヶ月間の利用者の数を6で除して得た数を指す

③ 基本報酬の見直し（計画相談支援）

- 業務負担に応じた加算を設けること等に伴い、計画相談支援の基本報酬を引下げ。
- 標準担当件数を一定以上超過する場合（40件以上）の基本報酬の逓減制を導入。
- ※ 障害児相談支援は、モニタリング標準期間の見直しを行わないことなどから、基本報酬は据え置き。

（計画相談支援）

〔旧単価〕	
イ サービス利用支援費	1,611単位
ロ 継続サービス利用支援費	1,310単位



〔見直し後〕	
イ サービス利用支援費	
(1) サービス利用支援費（Ⅰ）	1,458単位（1,611単位）
(2) サービス利用支援費（Ⅱ）	729単位（806単位）
ロ 継続サービス利用支援費	
(1) 継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1,207単位（1,310単位）
(2) 継続サービス利用支援費（Ⅱ）	603単位（655単位）

注1）（Ⅰ）については、利用者数が40未満の部分について算定。（Ⅱ）については、40以上の部分について算定。
 注2）新単価については、施設入所等及び新サービス以外の利用者については平成31年度から適用。平成30年度中は括弧内の単価を適用。

（障害児相談支援）

〔旧単価〕	
イ 障害児支援利用援助費	1,611単位
ロ 継続障害児支援利用援助費	1,310単位



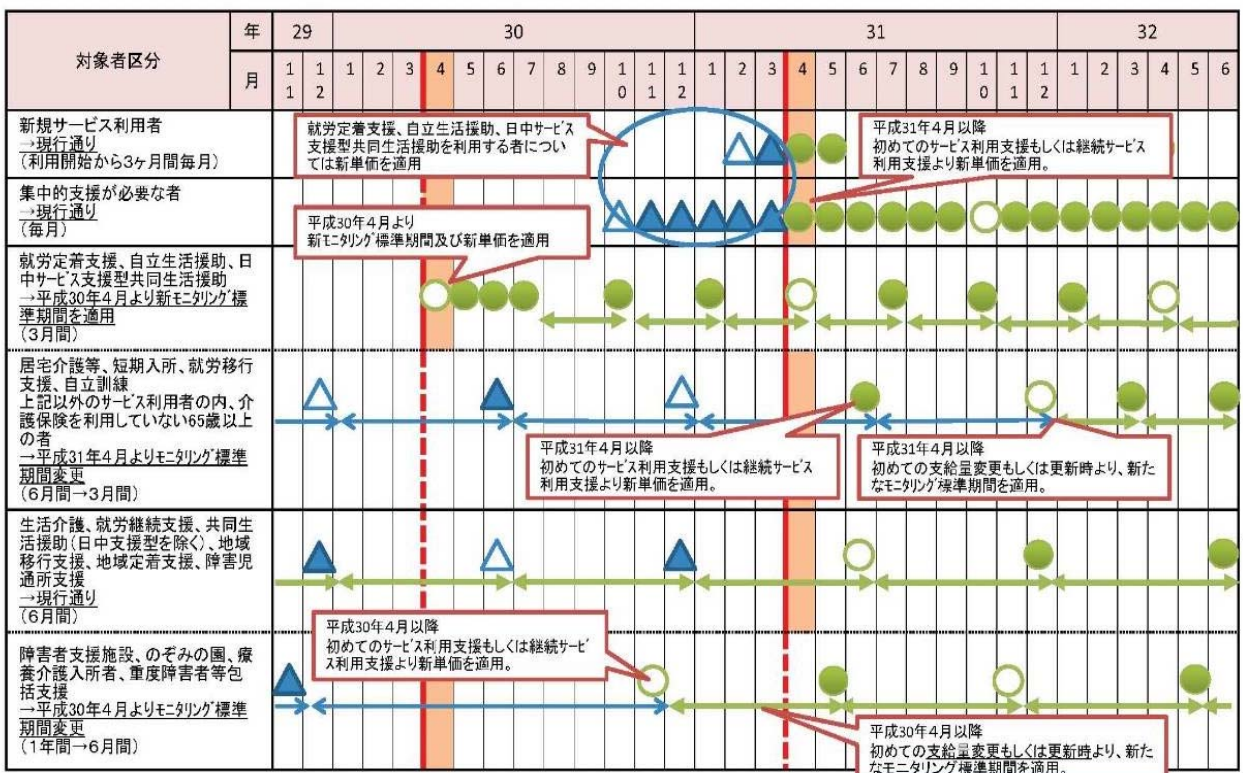
〔見直し後〕	
イ 障害児支援利用援助費	
(1) 障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,620単位
(2) 障害児支援利用援助費（Ⅱ）	811単位
ロ 継続障害児支援利用援助費	
(1) 継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,318単位
(2) 継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）	659単位

注）算定方法は、計画相談支援の注1と同様。

関連資料1-3

モニタリング標準期間の改定と報酬の適用について（イメージ）

現行単価	サービス利用支援費	継続サービス利用支援費	新単価	サービス利用支援費	継続サービス利用支援費	モニタリング標準期間	
	▲ 1,611単位	▲ 1,310単位		○ 1,458単位	● 1,207単位	← 旧	→ 新



関連資料1-4

④ 特定事業所加算の見直し（計画相談支援、障害児相談支援）

- 特定事業所加算について、より充実した支援体制及び主任相談支援専門員の配置を要件とした加算の類型を追加し、加算取得率が低調なことを踏まえ、事業者が段階的な体制整備を図れるよう、現行の要件を緩和した加算の類型を一定期間に限り設ける。

[現行] 特定事業所加算 300単位/月	➔	[見直し後] (1) 特定事業所加算 (Ⅰ) 500単位/月 (2) 特定事業所加算 (Ⅱ) 400単位/月 (3) 特定事業所加算 (Ⅲ) 300単位/月 (4) 特定事業所加算 (Ⅳ) 150単位/月
-------------------------	---	--

算定要件	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
(1)-① 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、その内1名が主任相談支援専門員であること。	○	-	-	-
(1)-② 専ら指定特定相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	-	○	-	-
(1)-③ 専ら指定特定相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	-	-	○	-
(1)-④ 専ら指定特定相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	-	-	-	○
(2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催すること。	○	○	○	○
(3) 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。	○	○	○	-
(4) 新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員（現任研修修了者）の同行による研修を実施していること	○	○	○	○
(5) 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること	○	○	○	○
(6) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
(7) 計画相談支援と障害児相談支援の一月当たりの取扱件数が40件未満であること <small>(※) 現行の特定事業所加算を算定していた事業所が特定事業所加算(Ⅲ)を算定する場合は、平成31年3月までは要件を満たさなくても算定可</small>	○	○	○ <small>(※)</small>	○

関連資料 1-5

⑤ 高い質と専門性を評価する加算の創設（計画相談支援、障害児相談支援）

- 必要に応じた質の高い支援を実施した場合に、実施した支援の専門性と業務負担を適切に評価するとともに、専門性の高い支援を実施できる体制を整えている場合に、その体制整備を適切に評価するための加算を創設。

ア 利用者の入院時や退院・退所時等、サービスの利用環境が大きく変動する際に、関係機関との連携の下で支援を行うことを評価するための加算（**居宅介護支援事業所等連携加算は計画相談支援のみ**）

加算名	内 容	単位数
入院時情報連携加算	利用者の入院時に利用者情報を入院先の病院等に提供した場合	加算 (Ⅰ) 200単位/月 加算 (Ⅱ) 100単位/月
退院・退所加算	利用者の退院・退所時に退所施設等から情報収集を行い計画作成した場合	200単位/回
居宅介護支援事業所等連携加算	利用者の介護保険への移行時にケアマネ事業所のケアプラン作成に協力した場合	100単位/月
医療・保育・教育機関等連携加算	障害サービス等以外の教育機関等から情報収集を行い計画作成した場合	100単位/月

イ モニタリング時等において、サービス提供場面を確認するなど、利用者の状況確認や支援内容の調整等を手厚く実施したことを評価するための加算

加算名	内 容	単位数
初回加算（障害児相談支援は既設）	新規に計画作成を行った場合	300単位/月
サービス担当者会議実施加算	モニタリング時にサービス担当者会議を開催し、計画変更等の検討をした場合	100単位/月
サービス提供時モニタリング加算	利用者が利用するサービス事業所等を訪問し、サービス提供場面を確認し記録した場合	100単位/月

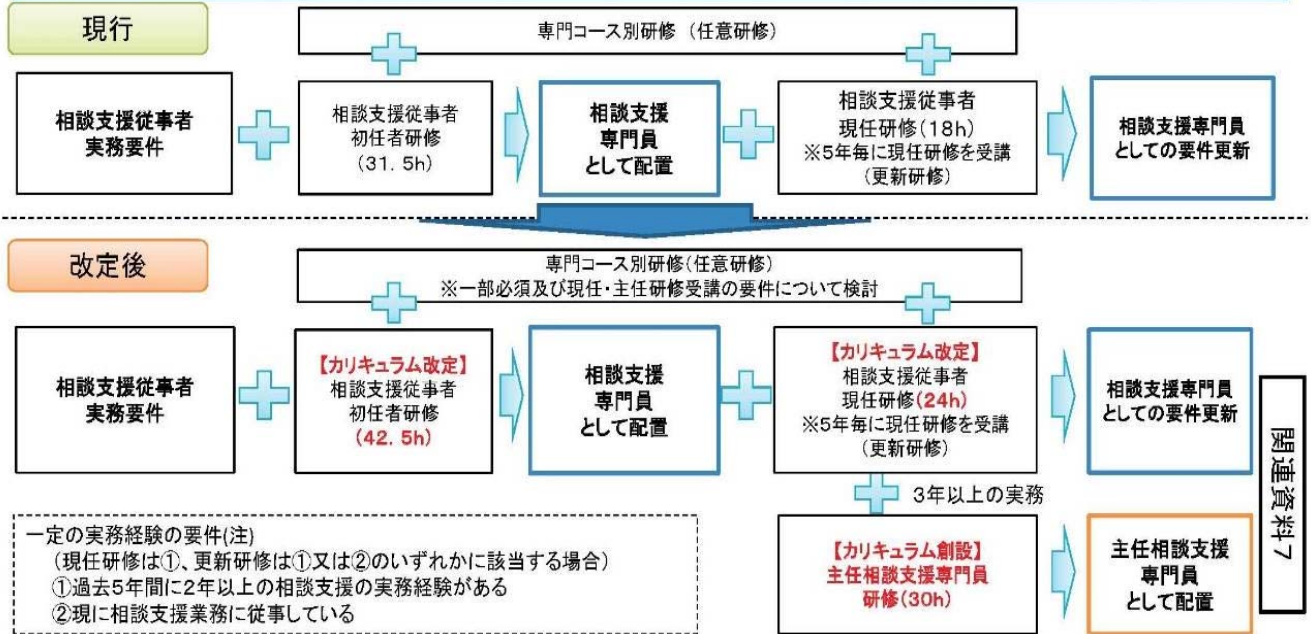
ウ 医療的ケアを必要とする障害児者等、より高い専門性が求められる利用者を支援する体制を有していることを評価するための加算

加算名	内 容	単位数
行動障害支援体制加算	強度行動障害支援養成研修（実践研修）等の修了者を配置し、その旨公表する場合	35単位/月
要医療児者支援体制加算	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の修了者を配置し、その旨公表する場合	35単位/月
精神障害者支援体制加算	精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等の修了者を配置し、その旨公表する場合	35単位/月

関連資料 1-6

相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**現行のカリキュラムの内容を充実する。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修(更新研修含む)の受講に当たり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(注)**を追加。(※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



見直しのスケジュール

	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
初任者研修	都道府県による旧カリキュラムの研修実施		都道府県による新カリキュラムの研修開始	
現任研修(更新研修)	都道府県による旧カリキュラムの研修実施	・カリキュラムの告示改正 ・新カリキュラムの内容等について周知	都道府県による新カリキュラムの研修開始	
主任相談支援専門員研修	・告示新設 ※報酬告示も見直し		国による研修の実施	準備が整い次第、都道府県による研修を順次実施

関連資料8

指定特定・障害児相談支援事業所 実地指導 指摘事項

項 目	指 摘 事 項	指 導 事 項	参 考	
基本方針について	会計	指定特定相談支援事業と指定一般相談支援事業の会計が分けられていない。	指定特定相談支援事業についてはその他の事業と会計を区分すること。	平24厚令28第29条
	苦情解決	苦情受付箱が設置されていない。	苦情受付箱は、利用者やその家族から分かりやすい場所に設置し、用紙と筆記用具も置いておくこと。	平24厚令28第27条
		重要事項説明書に、担当者・責任者名が記載されていない。	苦情受付担当者と苦情解決責任者を別に設置し、重要事項説明書に記載すること。また、第三者委員を設置している場合は、その氏名と連絡先も記載すること。	
	秘密保持等	利用者やその家族に関する情報を使用する際、あらかじめ文書により同意を得ていない。	利用者の個人情報を取り扱うので、あらかじめ個人情報使用の同意書をとる等、必要な措置を講ずること。	平24厚令28第24条
	研修	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止及び衛生管理・感染症予防に関する研修を行っていない。 ・マニュアルを作成していない。 	マニュアルを作成し、年1回以上研修を行うとともに、研修記録を保管すること。	平24厚令28第20条
報酬について	給付費	障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する障害児について、モニタリング等により障害福祉サービスの変更（支給量等）が生じた場合に、計画相談支援費を算定している。	障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する障害児について、モニタリング等により障害福祉サービスの変更（支給量等）が生じた場合には、障害児相談支援費で請求すること。	平24厚告125 相談支援Q&A（平成25年2月22日付事務連絡）
			請求において、利用支援だけを請求すべきところ、継続支援も加え請求しているものがあつたので、速やかに過誤調整に係る事務を行うこと。	
		受給者証の記載に基づき、適切な時期にモニタリングを実施し記録、管理を行うこと。	平24厚令28第9条	
	医療・保育・教育機関等連携加算について、サービス等利用計画を作成した場合に算定できるが、当該計画を作成していない月に算定している。	平成30年4月分(制度改正)以降の請求を精査し、関係市町と協議の上、過誤調整等を行うこと。	報酬告示別表第8	

指定特定・障害児相談支援事業所 実地指導 指摘事項

項 目	指 摘 事 項	指 導 事 項	参 考	
		入院時情報連携加算について、記録が入院時に提供した情報ではなく、退院時に病院等から聞き取った内容となっているケースについて加算を算定している。	入院時情報連携加算は、当該利用者が入院するにあたり、心身の状況や生活環境の必要な情報を、病院等の職員へ提供した場合に算定できる。平成30年4月(制度改正)以降の請求を精査し、関係市町と協議のうえ、過誤調整を行うこと。	報酬告示別表第5 留意事項通知第四の6
	計画相談支援給付費の額に係る通知	利用者に対して、計画相談支援給付費の額を通知していない(法定代理受領)。	法定代理受領を行っている利用者に対して、代理受領後に計画相談支援給付費の額を通知すること。	平24厚令28第14条
契約について	契約書 重要事項説明書	契約書の契約期間の記入漏れがある。	契約締結の際は契約期間・契約日を必ず記入し、割印をして整備しておくこと。	
		文面に誤りがある(法律名、人員配置等)。	契約締結時の状況に応じた文面に訂正すること。	平24厚令28第5条、 第19条
		重要事項の説明、同意が行われていない。	契約締結及び更新に際しては、毎回必ず重要事項を記した文書を交付して説明を行うこと。	平24厚令28第5条
		利用に係る契約をしたときに、報告がなされていない。	利用に係る契約をしたときは、契約内容報告書にて市町に対し遅滞なく報告すること。なお、平成30年4月以降に関するものは、速やかに関係市町へ提出すること。	基準省令第6条第1項
アセスメント等について	アセスメント	作成日、作成者の記入漏れがある	作成日・作成者を明確にすること。	平24厚令28第15条
		アセスメントが利用者の居宅で実施されていない。	アセスメントやモニタリングについては原則として利用者の居宅等に訪問して実施すること。	
	モニタリング	記録が不十分である。	モニタリングに当たっては、利用者と面接してサービスの利用意向等を確認し、記録に残しておくこと。	
		担当者会議	記録が不十分である。	
	担当者会議に福祉サービス事業所が参加していない。		必要な関係者が参加し、協議・調整・情報共有等が図れるよう実施方法の見直しを行うこと。	

指定特定・障害児相談支援事業所 実地指導 指摘事項

項	目	指 摘 事 項	指 導 事 項	参 考
その他	自治体への報告	変更届が提出されていない。	相談支援専門員の経歴や運営規程等、変更届に掲げる項目に変更があった場合は、速やかに変更届を提出すること。	法第51条の25 法施行規則第34の60
		利用者との契約についての報告が市町にされていない。	契約内容に変更等あった際は、契約内容の報告書類を市町に提出すること。	平24厚令28第6条